あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あま市国民健康保険税条例（平成２２年あま市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第１８項中「及び令和２年度分」を「から令和３年度分まで」に、「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例附則第１８項の規定は、令和３年４月１日から適用する。